

平成十三年十二月二十五日受領
答 弁 第 四 三 号

内閣衆質一五三第四三号

平成十三年十二月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出銀行への公的資金再投入に対しての閣内不一致に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出銀行への公的資金再投入に対しての閣内不一致に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、現時点において、金融機関に対するいわゆる資本増強のため、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七七条に規定する株式等の引受け等を行うことが必要であるとは考えていないが、いずれにせよ同法の的確な運用に努めることが重要であると考えている。

この点について、御指摘の両大臣を含めいわゆる閣内不統一はない。